

Weekly Report

第611日号
令和3年7月26日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

メダリストに対する報奨金などは非課税所得

現在開催されている東京オリンピックでは、多くの日本人選手がメダルを獲得しています。

◆メダリストに対する報奨金の非課税措置

オリンピック・パラリンピックのメダリストに対しては、獲得したメダルに応じてJOC（日本オリンピック委員会）又はJPSPA（日本障がい者スポーツ協会）から報奨金が交付されます（JOCの場合は金500万円、銀200万円、銅100万円）。この報奨金は、所得税を課さない非課税所得となっています。

また、令和2年度税制改正により各競技統括団体からメダリストに対して交付する報奨金の非課税措置が拡充され、JOCまたはJPSPAの加盟団体から交付される報奨金は、金500万円、銀200万円、銅100万円まで非課税となります。

◆非課税所得となる主なものは

メダリストに対する報奨金のほかに、次のような所得も非課税所得となります。

◎ノーベル賞等……ノーベル賞として交付される金品や、文化功労者に対する年金など。

◎学資金等……学資に充てるため給付される金品及び扶養義務を履行するため給付される金品。

◎生活用動産の譲渡……家具や衣服等の生活に通常必要な動産の譲渡による所得。

◎損害保険金等……心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基づいて受け取る保険金、損害賠償金、慰謝料など。

◎宝くじの当選金等……宝くじの当選金やスポーツ振興投票権（toto）の払戻金など。

◎国・自治体の子育てに係る助成……ベビーシッター利用料等に対する助成など（令和3年分から適用）。

夫婦共同体不要の場合における扶養認定基準

共働き世帯が増えたことにより、年収がほぼ同じ夫婦の子について、どちらの健康保険の被扶養者とするかという問題がありましたが、取り扱い基準を明確化した「夫婦共同不要の場合における扶養認定基準」が発出され、本年8月1日から適用されることとなります。

基本的には、被扶養者の数にかかわらず、被扶養者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの）が多い方の被扶養者となります。

また、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、届出により、主として生計を維持するものの被扶養者とします。

休業支援金の申請期限にご注意を

新型コロナの影響により休業となった労働者（大企業の場合はシフト制労働者等が対象）のうち、休業手当を受けていない方は休業支援金・給付金の支給申請ができます。

中小企業の労働者は令和2年10月～令和3年4月の休業（シフト制労働者等は令和2年4月～9月の休業を含む）、大企業の労働者は令和2年4～6月及び令和3年1～4月の休業（一部都道府県は令和2年11月以降の時短養成機関を含む）に関する申請期限が、今月末までとなっています。